

中国最新法律 Newsletter

Vol.44



Contents

1 ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第27回
～越境での医薬品分段型製造モデル～



2 国際法務

中国の両用品目輸出管理規制
～商務部公告2026年第1号のインパクト～



3 新法紹介

- 改正中華人民共和国对外貿易法
- 中華人民共和国危険化学品安全法



4 中国からの風便り

上有政策下有対策



中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第27回

～越境での医薬品分段型製造モデル～



弁護士法人大江橋法律事務所

高 槻 史

PROFILE

1. MAH制度と医薬品受託製造

2019年の薬品管理法改正により、医薬品上市許可保有者（Marketing Authorization Holder、以下「MAH」）制度が全面的に施行され、医薬品の上市許可と製造許可は切り離され、MAHは自ら医薬品を製造することも、製造を委託することも可能となり¹、製造委託を行う場合の手続、管理監督等の規定の整備が進んだ。

また、生物製品（バイオ医薬品）については、2024年10月に「生物製品分段生産試行業務方案」が公布され、中国における生物製品の分段型製造のトライアルが始まった。

2. 生物製品分段生産試行業務方案

生物製品分段生産試行業務方案では、主に以下の内容でトライアルを行うことが示された。

(1) 試行地域

試行地域については、①党中央・国務院の地域協調発展戦略において、生物製品分段生産の探索の任務が提示されている省級行政区域であること、②当該省級行政区域内にバイオ医薬品産業および人材が集積しており、一定数の生物製品研究開発企業および生産企業を有すること、生物製品に対する監督管理能力が比較的高く、原則として省内の医薬品検査機関が試行品目に関する全項目検査能力を備えていること、十分な数の生物製品専任検査官を擁し、相応の生物製品検査経験を有し、当該品目に対する全プロセスの監督検査を独立して実施できることが要件とされた。その後、北京市、上海市、広東省、江蘇省など沿岸部地域の省・省級行政区域が試行地域の認定を受けた。

(2) 試行品目に対する要件

試行品目は原則として、革新的生物製品、臨上緊急に必要とされる生物製品、または国家薬品監督

管理局が定めるその他の生物製品とされ、多価・多連ワクチン、抗体医薬品、抗体薬物複合体（ADC）、GLP-1（グルカゴン様ペプチド-1）系生物製品、インスリン製剤などが含まれるものとされた。

(3) 試行企業に対する要件

試行企業に対する要件としては、第一に、試行品目のMAHが、当該試行品目について自主研究開発能力、品質管理能力、リスク防止・管理能力および賠償責任履行能力を有すること（試行品目は試行申請企業の自社開発品であることが求められる）、MAH及び受託製造企業が「国家薬品監督管理局による〈医薬品上市許可人が医薬品品質安全主体责任を履行することに関する監督管理規定〉公布に関する公告」（2022年第126号）や「国家薬品監督管理局による医薬品上市許可人の委託製造に対する監督管理強化に関する公告」（2023年第132号）等の要件を満たし履行することなどが求められた。

(4) 試行期間に関する要件

試行期間は、方案公布日からとし、2026年12月31日をもって終了するものとされた。

3. 生物製品の分段型製造の事例

(1) 中国国内の文段型製造

2025年4月、蘇州盛迪亞生物醫藥有限公司が申請した革新的抗体薬物複合体（ADC）である注射用リカン・トラスツズマブが、江蘇省における初の生物製剤分段生産試行品目となり国家薬品監督管理局の承認を得て実施が認められたと公表されている²。

(2) 越境での分段型製造

北京市は、2025年4月、北京市医療保障局ほか9部門による『北京市における革新的医薬品の高品質な発展を支援するための若干の措置（2025年）』の公布に関する

¹ 血液製剤など委託生産が禁止されている医薬品もある。

² https://da.jiangsu.gov.cn/art/2025/4/18/art_84602_11545740.html

通知を発布し、海外MAHが越境での分段型製造を実施することを支持し、生物製品分段生産試行を実施すること、多国籍企業が北京において委託生産方式により医薬品生産許可を経て販売承認を受けることを支持するとした。

そして、北京市の薬品監督管理局からの公式発表ではなく、複数の報道機関の報道ベースであるものの、2025年4月、メルクグループの100%子会社であるMerck Serono (Beijing) Pharmaceutical Distribution Co, Ltdが、B類生産許可証を取得したと発表された（B類生産許可証は生産委託方式による生産を行うMAHに付与される生産許可である）。6月には、メルクは全身療法を必要とする腱鞘巨細胞腫 (TGCT) の成人患者を対象とした塩酸ピミテニブカプセルの販売承認申請が受理され、優先審査に入ったと報道されている。

また、2025年5月、ジョンソン・エンド・ジョンソンのニカリ抗体注射液に関する越境分段生産試点が、国家薬品監督管理局の承認を取得したと報道されている（原薬を中国国内で製造し、製剤および包装工程を海外で実施するものとされ、国内で原薬分段生産を行う初の輸入バイオ医薬品試行事例とされている）。

(3) 多国籍企業による国産化変更と生物製品分段型生産試行事例

天津市浜海新区市場監督管理局によれば、2025年8月18日、国家薬品監督管理局は、ノボノルディスク（中国）製薬有限公司（以下「ノボ中国社」という）が申請したGLP-1系生物製剤の分段型生産試験事業について承認を行い、ノボ中国社によるデグルデクインスリン／リラグルチド配合注射液、リラグルチド注射液、セマグルチド注射液を対象とした生物製剤分段生産試験の実施に同意した。

そして、ノボ中国社は、医薬品上市後変更管理弁

法（試行）に定められた既に中国で販売承認を取得している輸入医薬品を国内製造へ移行する手続に基づき、国内MAHとして、国家薬品監督管理局医薬品審査評価センター（CDE）に対し、デグルデクインスリン／リラグルチド配合注射液、リラグルチド注射液、セマグルチド注射液の販売承認申請を行った。

これらの措置により、販売承認がおりれば、原薬（バルク原液）の製造工程は国外の Novo Nordisk A/S が担当し、国内の医薬品MAHであるノボ中国社が、当該原薬（原液）を用いて、原材料・添加剤の秤量、サブ溶液の調製、サブ溶液の混合、除菌ろ過、充填、検査、包装および出荷判定等の工程を担うことで、輸入医薬品の国内生産化を実現するとされている。

4. 結びに

これまで、海外MAHにとって、海外と中国国内での越境の分段型製造は、分包装届出手続により実施されてきた分包装や香港-広東三角州での一部地域特例措置に基づくケース等で実施されてきたが、生物製品の分段型製造のトライアルを経て、今後、生物製品以外にも越境での分段型製造モデルが導入・整備されていく可能性もあり、中国国内で販売する医薬品についてのサプライチェーンの柔軟性・最適化の観点から注目されよう。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせメールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国の両用品目輸出管理規制

～商務部公告2026年第1号のインパクト～



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

一、はじめに

多くの企業が新しい一年を迎えて始動し始めた2026年1月6日、中国商務部により「両用品目の日本に対する輸出管理強化に関する公告」(商務部公告2026年第1号、以下「26年1号公告」という。)が公布された。26年1号公告が多分に政治的な背景を伴うことは周知の事実であるが、その内容を見ると解釈の余地が非常に広い文言が多く、同公告を巡っては様々な意見が交わされている。今後もレアアースを中心とする両用品目に関する様々な規制が出されることが予想されるため、今回のニュースレターでは、中国の両用品目を巡る輸出管理規制の概要について解説したい。

二、規制の概要

1. 法体系

中国の両用品目を巡る輸出管理規制は主に法律、行政法規及び部門規則において規制されており、主なものとしては、法律レベルでは輸出管理法、行政法規レベルでは両用品目輸出管理条例、部門規則レベルでは両用品目管理規制リスト、両用品目技術輸出入許可証管理弁法、両用品目・技術輸出入許可証管理目録等が挙げられる。

2. 管理体制

(1) リスト管理

リスト管理は、輸出管理規制の原則となる管理モデルであり、國務院商務主管部門（以下「商務主管部門」という。）が制定、公布する両用品目管理規制リスト（以下「管理規制リスト」という。）¹により管理される。管理規制リストに記載された両用品目について、輸出事業者は、商務主管部門に輸出許可を申請しなければならない。2024年以降、レアアースを含む様々な両用品目の中国からの輸出管理が問題となっているが、それらの多くはリスト管理に関わるものである。

(2) 臨時管理

管理規制リストに掲載されていない貨物、技術及びサービスの中で、国の安全及び利益の維持保護、拡散防止等の国際義務の履行の必要に基づき、商務主管部門が、個別に國務院の承認を経て、2年を超えない期間の限りで実施する管理形態である。臨時管理に属する場合、リスト管理と同様、輸出事業者は、商務主管部門に輸出許可を申請しなければならない。

(3) 包括管理

リスト管理及び臨時管理の対象以外の貨物、技術及びサービスについて、輸出事業者の側で、国の安全及び利益への脅威、大量破壊兵器やテロに使用されるおそれがあると知り又は知りうべき場合、或いはそのおそれがあることを商務主管部門から通知された場合、同様の輸出許可申請が必要になる。

(4) 特定対象への輸出禁止

上記の各輸出管理への該当性にかかわらず、商務主管部門は、国の安全及び利益の維持保護、拡散防止等の国際義務の履行の必要に基づき、國務院又は國務院及び中央軍事委員会の承認を経て、特定の両用品目の輸出を禁止し、又は特定の両用品目を特定の仕向国及び仕向地、特定の組織及び個人に輸出することを禁止することができる。

3. 輸出許可制度

輸出許可の種類としては、個別許可、包括許可、登録方式の輸出証明取得に分類される。

(1) 個別許可

個別許可は、申請した輸出事業者に対し、輸出許可証書に記載された範囲、条件及び有効期間内において、単独の最終ユーザー向けに1回の特定両用品目の輸出を許可するものである。

¹ 両用品目管理規制リストと類似するものとして両用品目・技術輸出入許可証管理目録がある。前者は、商務部、工業情報化部、税関総署及び国家暗号局が共同して公布し、2024年12月1日から施行された両用品目輸出管理を目的として策定されたリストである。これに対し、後者は、商務部と税関総署が共同で公布、施行した両用品目

に限らず技術を含めた輸出入管理を目的としたものであり、今年も2026年度版が1月1日より施行されている。

個別許可の申請に際しては、以下の資料を提出する必要がある。最近の実務では、従前に比べて更に細かい技術説明が求められる事例も出ており、今後、日本企業を含む外国企業としてはどのような説明資料を提出すべきか、検討をする場面が増えると予想される。

- ① 申請者の法定代表者等の身分証明書類
- ② 輸出対象に関する契約書類
- ③ 輸出対象である両用品目の技術説明又は検査測定報告
- ④ 両用品目の最終ユーザー及び最終用途の証明文書
- ⑤ その他の資料

(2) 包括許可

包括許可は、申請した輸出事業者に対し、輸出許可証書に記載された範囲、条件及び有効期間内において、単独又は複数の最終ユーザー向けに複数回の特定両用品目の輸出を許可するものである。個別許可と異なり、複数の最終ユーザー向けに複数回の輸出が許可されるため、有効期間も3年間とされる。

包括許可の申請に際しては、個別許可の提出資料以外に、以下の資料を提出する必要がある。

- ① 両用品目の輸出管理にかかる社内コンプライアンス制度の状況説明資料
- ② 両用品目輸出許可証書の受領及び使用状況の説明資料
- ③ 両用品目の輸出経路及び最終ユーザーに関する説明資料

(3) 登録方式の輸出証明取得

登録方式の場合、輸出事業者は、特定両用品目を輸出する際に、予め商務主管部門で登録を行い、輸出証明書類を取得したうえで輸出することになる。

三、26年1号公告の位置づけ

26年1号公告では、国の安全及び利益の保護、拡散防止等の国際義務の履行を目的としつつ、全ての両用品目について、日本のみを対象として、軍事ユーザー、軍事用途又は日本の軍事力向上のための最終ユーザー若しくは用途向けに輸出することを禁止している。同公告については、2024年12月3日に米国向け輸出管理強化の公告(商務部公告2024年第46号)と類似する表現が使われている一方、敢えて「全ての両用品目」を対象とし、「日本の軍事力向上に寄与する」といった非常に解釈の幅のある表現が追加されており、両公告には大きな差異があると言わざるを得ない。

また近時の商務部スポークスマンの記者会見によれば「明確に民生用途に属する等の条件に合致する輸出許可申請に対しては許可を得られる。」と発言しているものの、特定の国を対象として、一定の条件を満たす両用品目については全面的に輸出を禁止することから、特定対象への輸出禁止措置を採っているようにも思われる。

四、最後に

26年1号公告では、軍事用途等による全面的輸出禁止のみならず、第三国に対して当該禁止規定に違反して日本に対象両用品目を輸出することを禁止している。これは日本向けを想定した再輸出規制を採っていると考えられるため、日本企業としては日中間取引のみならず、第三国間の取引にも目配りをしたうえで、中国の輸出管理規制を遵守していく必要が出てきている。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

1 改正中華人民共和国对外貿易法

2 中華人民共和国危険化学品安全法

1. 改正中華人民共和国对外貿易法

(2025年12月27日公布、2026年3月1日施行)

2026年3月1日より施行される中華人民共和国对外貿易法（以下、「本法」といいます。）が、2025年12月27日に全国人民代表大会常務委員会より改正が可決された。今回の改正は、国内外の貿易体制が著しく変化し、新たな産業形態やビジネスモデルが発展し、同時に保護主義が台頭する背景に基づき、国家の安全保障と対抗能力の強化を重要な目標として現行法を体系的に改正したものになります。本法は、对外貿易経営者の管理、貨物・技術の輸出入、国際サービス貿易、知的財産権保護、貿易秩序、貿易調査、貿易救済、貿易促進及び法的責任などの多方面にわたる分野をカバーしており、今回改正された主な内容として以下のものが挙げられます。

① 貿易促進措置の体系化

- A. 海外サービス提供者による越境供給、海外消費、自然人移動モデルを通じた国際サービス貿易の展開に対して、越境サービス貿易ネガティブリスト管理制度を実施します。
- B. 对外貿易に関連する知的財産権の国際交流・協力を促し、对外貿易に関連する知的財産権の对外交渉を積極的に推進します。海外知的財産権の事前警告及び権利保護支援情報プラットフォームを整備・強化し、对外貿易経営者の知的財産権コンプライアンス水準とリスク対応能力を向上させています。
- C. 对外貿易のデジタル化の発展を支援し、情報技術手段の对外貿易活動における応用を促進し、電子船荷証券、電子インボイス等の利用を支援し、デジタル証明書、電子署名等の国際的な相互承認を推進し、对外貿易のデジタル化と利便化水準を向上させています。
- D. グリーン貿易システムの構築を加速し、グリーンで低炭素な製品の輸出入を奨励し、グリーン貿易に関連する製品基準、認証、表示システムの整備を推進し、グリーン貿易における国際協力を強化します。

② 貿易報復措置の補完及び整備

- A. 中国の主権、安全、発展上の利益等を侵害する行為を行った海外の個人、組織に対し、貿易禁止・制限等の報復措置を講じることができ、また、報復措置の回避を支援し協力する行為に対し処罰を行うことを明確にしました。

- B. 国家安全の維持等の理由に基づき、貿易禁止・制限又はその他の必要な措置を講じることができる旨を明記しました。
- C. 関連する条約・協定に定められた紛争解決メカニズムが正常に機能せず、中国の利益が失われ又は損なわれる場合、又は条約、協定の目的が達成できない場合、実際の状況に応じて相応の措置を講じることができると定めました。

③ 監督管理の強化、法的責任の拡大

- A. 国営貿易を無許可で営む行為に対する罰金の上限を、本法の2022年改正版の5万元から50万元に引き上げています。輸出入禁止・制限貨物・技術に関する違法行為の罰金基準を、「違法所得が1万元未満の場合は1万元以上5万元以下の罰金を科す」から「違法所得がない場合、または違法所得が50万元未満の場合は50万元以下の罰金を科す」に改定し、罰金額を大幅に引き上げています。
- B. 一部の違法行為に対して、1~5年の对外貿易への従事禁止期間を新設します。国営貿易を無断で営み、かつ情状が重い場合、3年間は関連業務の申請を受理せず、または認可を取り消します。輸出入禁止・制限規定、海外主体貿易制限規定に違反した場合、1~5年間は関連对外貿易活動への従事を禁止することができる旨定められました。
- C. 部門間の共同懲戒メカニズムを確立しました。本法の規定に基づき对外貿易関連活動への従事が禁止された場合、従事禁止期間中は、税関は関連する禁止決定に基づき輸出入貨物の通関検査・放出手続きを行わず、中国人民銀行・外國為替管理部門・金融機関は関連する禁止決定に基づき、関連する為替決済・外貨販売手続き・外貨受取・外貨支払・クロスボーダー人民元決済などの資金収支手続きを行わないものとされました。

2. 中華人民共和国危険化学品安全法

(2025年12月27日公布、2026年5月1日施行)

全国人民代表大会常務委員会にて、2025年12月27日に中華人民共和国危険化学品安全法（以下、「本法」といいます。）が可決され、2026年5月1日から施行されることになりました。本法は、既存の行政法規である「危険化学品安全管理条例」に基づき、危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営、輸送、緊急対応等の全プロセスを基本的に網羅しており、化学製品に関係する企業などに対して

重要な規範的意義を持っています。本法は多方面にわたって改正されており、主な内容は以下の通りです。

① 事業者主体责任の強化及び遂行

危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営、輸送等の事業者は、全て安全生産責任制を実施し、安全リスクの等級別管理と隠れた危険の点検管理という二重の予防メカニズムを構築しなければなりません。

② 化学工業園区における安全管理の強化

地方においては化学工業園区等の適切な区域を設計し、専ら危険化学品の生産及び貯蔵に利用し、新設及び拡張する危険化学品生産建設プロジェクトは化学工業園区に入居しなければなりません。

③ 危険化学品の生産及び貯蔵における安全管理の強化

危険化学品建設プロジェクト及び危険化学品港湾建設プロジェクトは、安全条件審査及び安全施設設計審査を実施しなければならず、危険化学品生産企業は、安全生産許可証を取得しなければなりません。

危険化学品を生産・貯蔵する企業は、プロセス安全管理を強化し、作業場に相応の安全施設、設備を設置し、自社に対し3年ごとに安全評価を実施し、要求に従い危険化学品を包装しなければなりません。

危険化学品は専用の貯蔵場所に貯蔵し、劇毒化学品の貯蔵状況は関係部門に届け出を行わなければなりません。

④ 危険化学品の使用における安全管理の強化

危険化学品を使用する事業者は、安全管理規則制度及び安全操作規程を確立し整備し、安全な使用を確保しなければなりません。

ません。

中国の法律などが規定する種類の危険化学品を使用して生産を行い、かつ使用量が規定数量に達する化学工業企業は、危険化学品安全使用許可証を取得しなければなりません。

⑤ 危険化学品の経営における安全管理の強化

本法は、危険化学品の経営に対し許可制度を実施し、危険化学品経営許可の具体的な条件と要求を定めます。

なお、劇毒化学品、爆発物を製造しやすい危険化学品の販売及び購入行為を厳格に規範化し、販売及び購入情報を遅滞なく公安機関に届け出るよう求めます。

⑥ 危険化学品の輸送における安全管理の強化

危険化学品輸送企業は、危険貨物道路輸送許可／相応の危険貨物水路輸送許可を取得する、又は届出手続きを行わなければなりません。従事者は従業資格を取得し安全に作業し、輸送過程では安全防護措置を講じなければなりません。

道路での危険化学品の輸送は、積載重量を超えてはならず、車両は安全技術条件を満たし、かつ警告標識を掲示又は塗装し、要求に従い護送員を配置しなければなりません。輸送車両が通行制限区域に入る場合、又は道路による劇毒化学品の輸送を行う場合には、通行許可も取得しなければなりません。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

上有政策下有対策

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

年末年始にかけて日本に一時帰国した後、先週上海に戻って来ましたが、上海の浦東国際空港で面白いエピソードがあったのでご紹介します。

いつものように入国審査を終え、タクシーに乗車して行き先を伝えたところ、空港を出て間もなく、タクシー運転手が唐突に「お客様、タクシーを交換してもらうことはできますか?」と質問してきました。目的地が近い場合の乗車拒否はよく見かけますが、今回は自宅までは数十キロと長距離なので不思議に思い、「目的地は長距離だから最後まで送った方がお得じゃないの?」と聞いたところ、運転手の話では、あまりに長距離だと却って利益が出ないと。詳しく聞いたところ、上海の空港では日常的に数千台のタクシーが乗客を乗せるために並んでおり、乗車客を一回乗せるために6時間以上待たなければならぬが、もし目的地が近いお客様を乗せた場合には空港に戻って再度並ばずに別の乗客を乗せることができるので儲かるというのです。

私は初めての経験だったので、運転さんにOKしたところ、空港から数キロ離れた場所で別のタクシーが待っており、新しい運転手が私を乗せてくれたのです。乗車後に新しい運転手に聞いたところでは、さっきの運転手は長距離のお客を乗せると、長時間かけて空港に戻り、再度長時間並ばないといけなくなるので割が合わないので、お互いに長距離と短距離で乗車客を配分しているというのです。

上記の行為が法的に認められるかは怪しいですが、上海市の政策規定を見てみると、実際に、上海の西にある虹橋空港と東にある浦東国際空港でそれぞれ政策規定が出され

ています。私が経験した浦東国際空港の政策規定を見ると、①目的地が浦東国際空港から22キロメートル未満で、かつ②往復時間が1時間を超えない場合、このような短距離業務を受託したタクシー運転手については、空港に戻って「短距離チケット」を受け取ることができ、再度待機せずに新たにお客を乗せることができると定めています。また虹橋空港の政策規定を含めて、これら政策規定の目的は、最終目的地の距離が短い場合に十分な報酬を得られないタクシー運転手が空港で乗車を拒否するケースが多いため、タクシー運転手に優遇措置を与えることで、短距離乗客へのサービス意欲を高めることにあるようです。

自宅まで送迎してくれたタクシー運転手の話では、中国ではタクシー会社のタクシーと交通プラットフォーム企業がネット手配する白タク（いわゆる“网约车”）の間の競争が激化し、空港で乗せるお客様の数も減っており空港での乗車客を拒否できる状況ではないが、あまりに長距離客だと割を食うので、タクシー運転手の間で組織的に連携しながら住み分けをしているというのです。

短距離客の乗車拒否を防ぐために導入された上海市の政策規定について、一見すると長距離客を乗車拒否しているようにみえる一方、上手に長距離客を別のタクシーにお願いして目的地まで乗せつつ、自分は短距離業務を継続する、身近なところで“上有政策下有対策”を経験することができました。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせメールアドレス：info_china@ohebashi.com

back to contents

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければ存じます。